

【基調講演②】

対馬宗家文書との出会い

韓国翰林大学国際問題研究所 研究教授 イ・フン 李 薫



ただいまご紹介いただいた李薫と申します。対馬は久しぶりです。対馬博物館開館記念に際して韓国の対馬宗家文書についてお話しできる機会を与えてくださった長崎県対馬歴史研究センターに感謝したいと思います。

今日、私がお話ししたいことは大体三つです。まず、対馬宗家文書との出会いについて、そして、韓国における宗家文書の存在について、最後に、宗家文書に残されている課題についてお話ししたいと思います。

1. 対馬宗家文書との出会い

最初に、私が韓国国史編纂委員会の対馬宗家文書を整理するようになったきっかけ、仕事の内容、また、それに伴う研究活動について紹介したいと思います。

まず、歴史を勉強する研究者にとって、どんな史料に出会えるかということは研究をどれだけ深く、また長く継続できるかとも繋がる、とても重要な問題であると思います。その意味で私は時期的に運がよかったと思います。もう30年以上前のことになりますが、1989年に私が日本の筑波大学の大学院（歴史人類学研究科）で留学生生活を終えて帰国した時、韓国ではちょうど対馬宗家文書の所蔵機関である国史編纂委員会（以下「委員

会」と称す）で宗家文書の整理を始めたばかりでした。委員会所蔵の史料の中で、いろんな地域から調査・収集してきた史料ではなく、すべてが一次史料で、しかも一つの文書群の形を成しているのは、対馬宗家文書が唯一であるといえます。委員会では宗家文書の史料的价值を十分認識していましたので、1987年のソウルから京畿道クァチョン果川への委員会庁舎の移転をきっかけに、それまで保管に比重を置いていた宗家文書を整理する一方、日本の文書を整理できる研究人材を探していました。私にとっては、まだ紐を解いていない対馬宗家文書という貴重な文書を誰よりも先に見られるという好奇心が一番先立った時期でもありました。

①『書契目録集』の刊行と「漂流民」研究

私が1989年に国史編纂委員会に就職して初めて担当したのは、宗家文書の中にあつた書契の整理でした。書契とは、日朝間で交わされた外交文書のことです。この話をする前に、委員会の宗家文書整理の歴史を少し紹介する必要があると思います。

現在、委員会が所蔵している宗家文書の数はいくつあるか、記録類約6,500点、古文書類10,000点以上、書契約9,400点、そのほか絵図類や印章類等をすべて

合計すると、28,783点と数えられています。委員会では一番早く記録類から整理をはじめましたが、1980年代の韓国はまだ日本との交流が活発ではなく、研究人材も十分養成されていませんでした。それで最初、記録類の整理は、植民地時代の時に高等教育を受けて、日本語のくずし字の解読にすぐれている80才の老学者が目録集の刊行に取り組んでいました。いまは故人になりましたが、^{イム・ソンヘ}林鍾海という先生が書庫から宗家記録を一つ一つ取りだして書誌事項をもとにカードを作成しておき、^{いづみちょういち}泉澄一先生のような、すでに対馬歴史民俗資料館の宗家文書を整理した経験のある専門家の監修を経て、目録集が刊行されました。私と宗家文書との出会いは、このように記録類の目録集の刊行がほぼ終わって、書契の整理が始まったばかりの時期で、初仕事が書契の目録作りでした。したがって、私の研究活動は、それ以後の宗家文書整理という仕事と深く関わっているといえます。

委員会にある書契は、対馬藩が300年以上持っていたものを、朝鮮史編修会が2回（1926年・1938年）にわたって購入して、記録類・古文書・絵図類などとともに韓国へ戻ってきたものです。この中で書契の数は9,400点を超えていました。内容は、通信使外交から倭館における日常的な通交にいたるまで広範囲に至り、文禄・慶長の役の直後から明治初期まで、400年にわたる期間の書契が網羅されていました。これらの書契は、朝鮮政府の礼曹（今の外務省にあたる部署）をはじめ^{とうらいふし}東萊府使が対馬藩主に宛てた外交文書であり、作成主体からみると朝鮮文書であると言えます。しかし、委員会では朝鮮史編修会から宗家文書を引き受けた当時から現在まで、朝鮮文書として分離することなく、宗家文書のカテゴリのなかで管理

をしています。もちろん、このような書契は韓国の記録（『同文彙考』など）にも残っています。朝鮮記録の特徴としては、差出人や受取人の名義が省略されて、本文だけが残っていることが多いのですが、これに比べると、委員会所蔵の書契はすべてが原本で、文書の形式・書かれた文言・文字の大きさ・書き直した痕跡・紙の材質までも確認できる、いろいろな情報が含まれている貴重な文書でした。

そして、私は書契の目録集（『対馬島宗家関係文書 書契目録集』I～V）を1991年から1994年にかけて刊行しました。韓国ではその内容が初めて紹介されることとなりますので、書契の内容を要約して掲載しました。

この書契を整理しながら出した研究成果物が『朝鮮後期漂流民と日朝関係』（池内敏訳、法政大学出版社、2007年）でした¹。いろいろなテーマのなかで「漂流」を選んだ理由は、書契のなかで漂流に関連するものが意外にも多くて驚いたからでした。

委員会に伝わる9,442点の書契のなかで、漂流民の送還に関する書契はおよそ2,300点であり、全体の1/4を占めています。内容は日本に漂着した朝鮮人を対馬藩が送還する場合の書契が圧倒的に多いのですが、朝鮮に漂着した日本人の送還に関する書契も相当含まれていました。この1/4という数字は、一般的に知られた通信使外交や貿易だけでなく、書契の中で漂流民送還が占めている比重が決して少なくなかったという事実を教えてくださいました。なかでも、文禄・慶長の役の直後や明治初期の書契は、戦争や政治的変動のなかでも漂流民送還だけは絶えることなく続いていたことを表すものであり、前近代の朝日交隣関係において漂流民送還の持つ意味をもう一度考えさせられ

る契機となりました²。

②『分類紀事大綱』の史料集刊行と「実務文書」の研究

委員会での2番目の仕事は、宗家の記録類を史料集として刊行することでした。史料集刊行の時に一番悩んだのは委員会にある6,500点あまりの記録類の中から、どれを先に刊行するかということでした。最終的には『分類紀事大綱』という記録を選定することになりましたが、理由は、記録類の中で『分類紀事大綱』が非常に重要な位置づけにあったからです。

韓国では1990年代の後半から日本人研究者の韓国訪問研究が活発となり、それをきっかけに、両国の研究者たちが集まって雨森芳洲の『交隣提醒』を輪読していた時期がありました。この『交隣提醒』のなかで印象深かったのは、雨森芳洲が朝鮮方に勤めている役人として必ず知っておくべき三つの記録として、『善隣通書』（阿比留惣兵衛）や『朝鮮通交大紀』（松浦儀右衛門）とともに、『分類紀事大綱』（越常右衛門）を挙げていたことでした。また、第2期『分類紀事大綱』³の編纂者の一人でもあった松浦儀右衛門はその序文で、「交隣に関する諸事の十中八九はこの本から探索することができる」と述べています。松浦儀右衛門の言葉通り、『分類紀事大綱』という記録は何よりも検索の便宜があり、通交の全体像をたやすく把握できるという特徴がありました。このことが決め手となり、私は委員会が所蔵している第2期分の『分類紀事大綱』を史料集として刊行することにしました。幸い欠本はありませんでした。そこで、とりあえずくずし字を正字に直して、句読点をつけて刊行することになりました。監修には九州大学の佐伯弘次先生にご協力をいただきました

た⁴。

今のところ、史料集としての『分類紀事大綱』は2005年に第1冊を刊行し、途中空白もありましたが、2021年までは第2期と第3期の一部を合わせて、全部で7冊が刊行されています⁵。

一方、『分類紀事大綱』を刊行するなかでは、書契を整理するときとはまた違う新しい発見がありました。『分類紀事大綱』の中には意外にも朝鮮側の文書がたくさん残っており、しかも、現存する朝鮮側の記録では決して見つけることができない文書がたくさんあったのです。

もちろん、朝鮮の場合も朝日交渉にかかわる記録（『辺例集要』および各種の『謄録』）は残っています。しかし、朝鮮記録の特徴は、その作成・管理は中央政府（礼曹）が行い、一つの懸案に対する内容は圧縮された形で記録されています。また、収録されている文献を見ると、対馬藩が持ち出した一つの懸案に対して、東萊府使が中央政府に報告をすると、それに対する中央の回答を中心に編纂されています。しかも、このような文書は、朝鮮の記録作成方式である「謄録」という形で整理が終わると、すべて廃棄されました。そのために、朝鮮側の記録からは、政府の最終決定は確認できるものの、中央の決定が東萊府に届くまで、その間における東萊府と対馬藩（倭館）の間で行われていた交渉の実態はわかりにくかったです。

ところが、『分類紀事大綱』には、朝鮮政府の決定を待つ間に東萊府の訳官（訓導・別差、両訳、任官、判事）たちが倭館側役人（館守・代官・裁判）に宛てた文書（覚・伝令）が意外にも多く収録されていました。この文書は漢文、または「吏頭」^{りとう}⁶（이두, idu）まじりの朝鮮風漢文で作成され、なかにはハングル（한글）文書もそのまま収録されてい

る場合もありました。また、文書の性格上倭館側に出されるべき文書でなくても、倭館側が参考用として要求する場合は、両訳の名義で写しを作成して渡したのもありました⁷。

したがって、『分類紀事大綱』の特徴は、一言でいえば、朝鮮側の記録では決して見つけられない朝鮮文書、しかも、東萊府使や釜山僉使ぶさんせんしよりも低いレベル、すなわち、交渉現場の最前線で実務をこなしていた訳官が関連している文書が数多く残っていることと言えます。私はこのような訳官関連文書を「実務文書」という範疇で把握し、その役割や流通過程、外交文書である書契との関係に焦点を合わせて、『外交文書からみた朝鮮と日本の意思疎通』（韓国景仁文化社、2011年）を刊行することができました。

③「対馬宗家文書貴重本（日本本）」の解題作業と「通信使」研究

それから、5年前にももう一度宗家文書との出会いがありました。すでに退職後ですが、2017年に韓国の国史編纂委員会から、委員会所蔵の「貴重本」の解題作業に対する依頼がありました。「貴重本」とは、内容は対馬宗家文書なのですが、委員会が朝鮮史編修会から宗家文書を引き受けた時から、一般に知られている対馬宗家文書群⁸とは別の枠で取り扱い、「貴重本（日本本）」と名付けて特別管理をしてきた約80点の文書のことです。

さて、この「貴重本」は、1990年代にその一部が国内外に紹介されたことがあります。1991年から1992年にかけて韓国と日本（東京・大津）で「宗家記録と朝鮮通信使展」というタイトルで委員会所蔵の宗家文書が初めて公開された時に、この貴重本の中から「通信使行列図」と「釜山草梁倭館之図」が紹介されたのです。しかし、それ

以外にも、私が委員会に勤めていた時にはあまり見たことのない史料が多くありました。そこで、この解題作業の依頼を受けて「貴重本」をあらためて調査してみると、新しい事実に気づきました。「通信使行列図」や「釜山草梁倭館之図」のように誰が見ても貴重に思われる史料のほかにも、対馬藩主という大名家が関わっている文書が意外と多いということでした。たとえば、文禄の役のときに豊臣秀吉が対馬の宗義智そうよしとしに出した文書をはじめ、宗家の家系図・婚姻関係・占いなどのいろいろな文書がありました。それに、対馬藩の各部署で使われていたものと思われる印章もありましたが、この印は何の説明もなく、印章だけが残っている状態でした。

実際にこの史料を見ると、一人では難しい課題でした。そこで、中世文書に詳しく、また文書と文書とのかかわりがわかる専門家たちとの共同調査が必要であると思い、佐伯弘次先生（九州大学）と委員会の時に一緒に宗家文書を整理したことのある鄭成チョン・ソンイル先生（韓国光州女子大学）とともに共同調査をすることになりました。この解題作業は3人がそれぞれ調査したものを韓国と日本を往復しながら何回にもわたる相互点検を経て完成しました⁹。そして、このような解題作業を通して、委員会所蔵の「貴重本」からいくつもの新しい事実を発見することができ、これらの史料価値が大変高いことがわかりました。「貴重本」の特徴としては、次の3点が挙げられると思います。

まず、貴重本には、文禄・慶長の役（壬辰・丁酉再乱、1592～1599年）という戦争中、豊臣秀吉が対馬の宗義智に直接宛てた書状が24通も含まれていました。具体的な内容は、文禄の役について秀吉が宗義智に「朝鮮渡海」を直接指示した命令書をはじめ、兵糧・武器・船の調達、明の

動向把握などを指示するものでした。慶長の役に関しても、倭城への兵糧米・武器調達などに関する文書がありました。このような文禄・慶長の役にかかわる文書は、戦争の実像は言うまでもなく、対馬藩主の宗氏の立場や役割がわかる、重要な文書であることがわかりました¹⁰。

次に、「柳川一件」（韓国では「国書改作事件」）に関する文書についてです。貴重本には、「柳川一件」の判決結果を対馬藩主の宗義成そうよしなりに直接知らせた幕府老中の文書が含まれていました¹¹。「柳川一件」は対馬藩主にとっては最大の政治的な危機で、このことについては委員会が所蔵している対馬宗家文書のなかにもその経緯が確認できる記録が何点かあります。しかし、判決内容を直接知らせた幕府老中（松平信綱・酒井忠勝・土井利勝）文書は、宗家という大名家にとっては家の運命を決定づけられる、まさに家の存続根拠ともなる文書であり、藩政のなかで作成された「記録類」とは性格が違う貴重な文書であることもわかりました¹²。

さらに、通信使関連史料からも新たな発見がありました。貴重本にはすでに知られている正徳信使（1711年）の江戸往復を描いた「行列図」以外にも、信使一行に伴った対馬藩主の「行列図」、対馬易地聘礼えきちへいれい（1811年）における通信使一行の「服飾図」も含まれており、外交儀礼をあきらかにできる重要な史料であることが確認できました。さらに、貴重本には天和信使（1682年）に関する文書がいくつか含まれていました。これは、主に朝鮮御用老中（堀田筑前守正俊）など幕府側の役人が対馬藩主の宗義真に宛てた文書であり、主に通信使一行の江戸往復時の接待マニュアルやその確認について書かれていました。天和信使に関する史料は、委員会所蔵の対馬宗家文書のなかに「天

和信使記録」という書名で多くの記録が残っており、接待の具体的な有り様は記録類の方がはるかに詳しいといえます。しかし、「貴重本」に含まれている通信使関連の書状は、幕府老中らが將軍の意思を受けて対馬藩主に直接宛てた文書であることから考えると、宗家にとってみれば、このような幕府文書こそが、朝鮮通交における宗家の位置づけの根拠となる重要な文書ではなかったかと思われま

す。80点におよぶ国史編纂委員会の「貴重本」の特徴を総合的に述べますと、中世から近世にかけての、戦争から家臣との争い・通信使招聘・宗家の家系図に至るまでの多様な史料群であり、これらはまさに「貴重本」の名に値する、宗家という大名家で重要に取り扱われてきた文書を集めておいたものだったのです。

対馬藩主の宗家が対朝鮮通交の根拠ともなる幕府関連文書を藩政文書とは別の枠で集めていたのであれば、いつか対朝鮮通交の大切さをアピールする必要が生じた時に、幕府提出用として管理していたのではないかということも考えられるようになりました。委員会所蔵の「貴重本」は2017年に整理が終わりましたので、国史編纂委員会のホームページでそのイメージと解題が検索できます。

また、委員会所蔵の「貴重本」を整理しながら宗家の対朝鮮認識に興味を感じている中で、家譜の中で宗義成の業績を語る部分に、通信使（寛永信使、1643年）招聘の経緯や性格が、史実とは異なる書き方になっていることが気になりました。例えば、1643年、將軍家光の若君の誕生を祝うために朝鮮から通信使が派遣された時に、それが日本の要請ではなく、朝鮮が自ら自発的に信使を派遣してきたと書かれていました。またそのときの日本側の一番の要求であった「日光山致祭」

についても、祭文を朝鮮国王が自ら「自撰」してきたという文言で表現されていました¹³。文禄の役のあと、朝日両国の間で交隣友好が200年以上も維持されていたことは世界史的にも稀なケースであり、それが良い評価を受けてユネスコ「世界の記憶」に登録されましたが、個人的には通信使外交が維持されていた本当の理由がだんだん知りたくなりました。

そこで、ここ何年間かは、両国の通信使外交というものが、自国の国内政治はもちろん、当時の東アジア国際関係と深くかかわっていたという観点からいくつかの論文を発表してきました。最近それをまとめて、『朝鮮の通信使外交と東アジア』（韓国景仁文化社、2019年）という成果物を出しました。

2. 韓国における対馬宗家文書の存在

次に、韓国における対馬宗家文書の存在とその役割についてお話したいと思います。

まず第一に、韓国における対馬宗家文書は、韓日関係に関する先入観に対して変化をもたらしました。1980年代から1990年代の韓国では、学会や一般の人々にはまだ対馬宗家文書の存在すら知られていませんでした。これに変化をもたらしたのが、1990年5月、盧泰愚大統領の日本訪問です。韓国の大統領は宮中の晩餐と国会の演説で雨森芳洲の誠信や交隣について触れながら、未来指向的な同伴者関係を築いていくことを強調しました。盧泰愚大統領のこのような認識は当時韓日両国で雨森芳洲または通信使に対する関心を高める契機となり、また、大統領自身も対馬宗家文書に関心を持っていました。

それ以後、1991年から1992年にかけて韓国および日本の両国で対馬宗家文書の展示会がソウ

ル・東京と大津で開かれ、また、学術会議も三回、ソウル・東京・対馬で開かれて、委員会所蔵の宗家文書が韓日両国に初めて紹介されることになりました¹⁴。通信使行列図や釜山草梁倭館図のような対馬宗家文書が初公開されると、韓国では最初、このような宗家文書が日本ではなく韓国に存在することについて驚かれました。何百年も前の通信使派遣という外交を通して、かつて両国では平和や友好が長く維持されていたことや、江戸往復中の日本側の通信使接待、通信使一行と日本文人との詩文の交流、倭館での通交・貿易に至るまで多種多様な史料が紹介されると、それまで日本に対して残っていた否定的な先入観が薄くなる一つの契機となっていきました。

第二に、対馬宗家文書の存在は、「朝日（韓日）関係史」という研究テーマを一つの学問分野として成り立たせる役割をしています。対馬宗家文書の公開は学会にとっても大きな刺激となりました。そこで、1993年には「韓日関係史学会」という学会が創立され、『韓日関係史研究』という学術雑誌も年4回刊行されることになりました。また、対馬宗家文書の存在や公開をきっかけに、韓国でも韓日関係史に関心をみせる研究者たちが増えつつあり、やがて韓日関係史が歴史学においても一つの学問分野として成り立つようになっていきました。昨年（2022年）にはこの学会が創立30周年を迎えることになりましたが、新型コロナの感染が始まる直前までは、学会そのものが韓日両国の研究者たちの交流の場でもありました。

3. 対馬宗家文書に残されている課題

最後に、韓国の対馬宗家文書に残されている課題についてお話します。私が仕事や研究をする中で感じたことや、これからなされるべきことにつ

いて述べたいと思います。

まず、結論から言いますと、宗家文書に対する現代韓国語の翻訳および訳注のついた史料集の刊行が何よりも必要であると思います。現在、韓国では対馬宗家文書の大切さを誰もが認識していません。にもかかわらず、一般の人は言うまでもなく、研究者にとっても対馬宗家文書は相変わらず接近しにくい難しい史料です。なぜかという、「候文」という特異な近世日本語で作成されていて、且つ、日本の「くずし字」で書かれているからです。私も史料集を出したことがあります。これを正字に直して句読点をつけるにしても、やはり何百年前の外国語（日本風漢文）であるだけに、依然として難解な文章です。さらに、当時の朝鮮と対馬藩との通交に対する専門知識がなければ、理解できない独特な用語も多く、漢字用語にしても古典的な漢文ではないため、『大漢和辞典』でも見つけられないことも多いです。現在の韓国では対馬宗家文書の一部が史料集になっていたり、翻訳されている場合もありますが、このような理由から、間違いがあったり誤解されていることも度々あります。したがって、現段階の韓国における対馬宗家文書の活用実態は、あくまでも少数の研究者の個人的な力量によって、ごく一部が利用されているだけなのです。このような事情もあって、史料集の刊行から十余年経った今は、国史編纂委員会も宗家文書の活用のためには現代韓国語の翻訳が必要だということを提起するようになりました。

現在、委員会所蔵の宗家文書は記録類だけでも6,500点を越えています。優先順位をつけて1年に5・6冊の翻訳史料集を刊行するとしても、1,000年以上かかる仕事です。宗家文書の韓国語翻訳は急務だとは思いますが、単なる翻訳ではなく、正

確さや専門性を確保するためには、監修が必要です。そのためには、韓日両国の研究者による共同作業が望ましいと思うようになりました¹⁵。

最後に、新型コロナが解決し、また交流や共同作業が活発になることを望みながら講演を終えたいと思います。最後までご傾聴ありがとうございました。

-
- 1 原書は、『조선후기표류민과한일관계』（韓国国学資料院、2000年）である。
 - 2 最近、韓国では漂流・漂着について、文学や認識的観点など、いろんな分野で多様な研究が進められている。
 - 3 田代和生氏が明らかにしたように、『分類紀事大綱』は17世紀の半ばに編纂され始めて以来、19世紀の半ばまで同じ編纂体制で7回も刊行された。
 - 4 当時、原稿作成に参加した人々は、委員会で運営する古文書解読課程の卒業生である。
 - 5 韓国では、一部の研究者たちが、日本国会図書館が所蔵している第1期の「分類紀事大綱」を、委員会の刊行本と同じ形で学術雑誌（『日本学論集』（第31～37号、2015～2018年、韓国慶熙大学大学院、日本学研究会）を通して発表している。
 - 6 古代韓国で、漢字の音・訓を借りて韓国語を記すのに用いた標記法（日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典 第二十巻』小学館、1976年）。
 - 7 倭館に伝えられた「伝令」の場合、差出人は両訳、受取人は館守となっている。
 - 8 韓国国史委員会が所蔵している対馬宗家文書の数量は、記録類が6,592点、古文書が11,242点、書契が9,442点、絵図類が1,485点、印章22個を合わせて、総28,783点と知られている。
 - 9 韓国国史編纂委員会が所蔵している「貴重本（日本本）」は『国史編纂委員会貴重資料図録』（2018年）の「朝鮮・日本」に紹介されている。また韓国国史編纂委員会の電子図書館（<http://library>）

history.go.kr)でも画像が検索できる。

- 10 日本の毛利・島津・黒田・浅野家に伝来する文書と合わせて総合的に検討する場合、戦争の実像を明らかにできる貴重な資料と指摘されている(佐伯弘次氏の解題、RB60, 貴60)。
- 11 柳川一件とは、対馬藩主と家臣の柳川調興^{やながわしげおき}が対立するなかで、柳川氏が戦後の国交回復の際、朝鮮国王と幕府将軍の国書を改竄したことが問題化し、江戸幕府の調査結果、1635年に将軍の徳川家光が義成の勝訴判決を下した事件である。
- 12 韓国国史編纂委員会所蔵の「貴重本(日本本)」(RB38, 貴38)には差出人が「伊豆・讃岐・大炊」となっており、黒印が押されている(佐伯弘次氏の解題)。
- 13 家系図・家譜にあたる「(公義へ被差上候御系図御控ト相見)」(貴重本(日本本)37、RB37)は、1641年に江戸幕府が『寛永諸家系図伝』を編纂するため、諸大名に家譜提出を指示した結果、対馬藩が提出したものとみられる。文書には歴代対馬島主や藩主の系図・婚姻関係・生没・重要業績が年代順

に記載されているが、特に「対馬守」という官位を使うようになった宗義智と宗義成に対する内容が詳しい。宗義成の寛永信使を語る部分における「自撰」のような文言は、将軍の威光を極大化する政治的な効果はいうまでもなく、幕府に対馬藩主の外交交渉能力をもアピールすることもできたと思われる。

- 14 韓国展示は、「朝鮮後期通信使斗韓日交流史料展-対馬島宗家資料-」というテーマであり、ソウルの国立中央博物館(1991年5月)で開催された。日本展示は、「宗家記録と朝鮮通信使展-江戸時代の日朝交流-」というテーマであり、東京(国立国会図書館、1992年1月28日~2月7日)と大津(1992年2月11~16日)で開催された。
- 15 委員会所蔵の対馬宗家文書のなかで「絵図類」も韓日両国の共同作業の対象といえる。「絵図類」の場合、損傷のある資料は復元が終了したが、まだ目録は未完成である。「絵図類」もその内容は通信使一行の宿舎図から地図に至るまで多種多様であるため、韓日間の共同研究が残されている課題ともいえる。



韓国ソウルからオンラインにて基調講演をされる李薰研究教授